

平成28年度から 税金の納め方が 変わります。

— 税目ごとに納める方式へ —

※この変更は
新たな税負担を
お願いするもの
ではありません。

平成28年度からの納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	4回			●		●		●			●		
固定資産税	4回		▲		▲					▲		▲	
国民健康保険税	9回				■	■	■	■	■	■	■	■	■
軽自動車税	1回		★										

※この変更は
新たな税負担を
お願いするもの
ではありません。

平成28年度から 税金の納め方が変わります。

これまでの税金の納め方は、住民税、固定資産税、国民健康保険税をまとめて納める方式でした。
平成28年度からは、それぞれの税目ごとに納める方式に変更します。各税目の納付回数と納付月が変わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶▶▶ 何が変わるの？

税金の納付回数と納付月が変わります

平成27年度までの納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税 固定資産税 国民健康保険税	10回			◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

▼ 変更

平成28年度からの納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	4回			●		●		●			●		
固定資産税	4回		▲		▲					▲		▲	
国民健康保険税	9回				■	■	■	■	■	■	■	■	■

※軽自動車税は、これまでどおり5月末日までに年1回の納付です。

※各納期限は、月末日です(ただし12月は25日)。月末日が土・日・祝日の場合、金融機関の翌営業日となります。

▶▶▶ 何が変わるの？

納税通知書と納付書が変わります

納税通知書と納付書の送付方法

これまでは1枚の納税通知書に住民税、固定資産税、国民健康保険税の内容を記載し、納付書と合わせて送付していました。平成28年度からは税目ごとに納税通知書と納付書を送付します。

平成27年度までの送付物と送付時期

税目	送付物	送付時期
固定資産税 住民税 国民健康保険税	納税通知書1枚 + 納付書10枚	6月中旬

▼ 変更

平成28年度からの送付物と送付時期

税目	送付物	送付時期
固定資産税	納税通知書1枚 + 納付書4枚	4月中旬
住民税	納税通知書1枚 + 納付書4枚	6月中旬
国民健康保険税	納税通知書1枚 + 納付書9枚	7月中旬

※既に口座振替をされている人へは納税通知書のみ送付します。

※4月に送付していた固定資産税の課税明細書については、固定資産税の納税通知書と合わせて送付します。

わかりやすく
便利になります

1) 納税通知書の説明を充実させます。

平成28年度からは税目ごとに納税通知書を作成し、税金の計算方法や税額などをより詳しく記載します。

2) 口座振替がさらに便利になります。

これまでは全ての税目をひとつの口座から引き落としていました。平成28年度からは住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税をそれぞれ別の口座から引き落とすことができます。

Q1 納付回数が変わることで毎月の納付額はどう変わりますか？

A. これまでは全ての税目を年10回に分割して納付していただいていたため、毎月の納付額は一定になっていました。平成28年度からは税目や納付月によって納付額が異なります。口座振替をしている人は残高不足にならないようご注意ください。

平成27年度までの納付回数と納付月

【納付月別の納付額の例】（住民税 40,000 円・固定資産税 80,000 円・国民健康保険税 90,000 円の場合）

（単位：円）

税 目	納 期		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	年税額													
住民税	210,000				1 期 21,000	2 期 21,000	3 期 21,000	4 期 21,000	5 期 21,000	6 期 21,000	7 期 21,000	8 期 21,000	9 期 21,000	10 期 21,000
固定資産税														
国民健康保険税														

▼ 変 更

平成28年度からの納付回数と納付月

（単位：円）

税 目	納 期		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	年税額													
住民税	40,000				1 期 10,000		2 期 10,000		3 期 10,000			4 期 10,000		
固定資産税	80,000			1 期 20,000		2 期 20,000					3 期 20,000		4 期 20,000	
国民健康保険税	90,000					1 期 10,000	2 期 10,000	3 期 10,000	4 期 10,000	5 期 10,000	6 期 10,000	7 期 10,000	8 期 10,000	9 期 10,000
合 計	210,000			20,000	10,000	30,000	20,000	10,000	20,000	10,000	30,000	20,000	30,000	10,000

※年税額を納期で除し、端数が生じた場合は第1期に加算します。

Q2 税目別に口座振替をしたいのですが、こういった手続きが必要ですか？

A. 口座振替依頼書の提出が必要です。税務課へお問い合わせください。

なお、既に口座振替をしている人で、これまでと同じ口座から引き落としをする場合は、手続きの必要はありません。

Q3 口座振替で1年分の税額をまとめて引き落としをすることはできますか？

A. できます。ただし、税目ごとの引き落としとなり、納付月は各税目の第1期となります。まとめた引き落としは税目ごとに選択できますので、税務課へお問い合わせください。

【各税目の一括引き落とし月】

固定資産税 5月

住民税 6月

国民健康保険税 7月